

○公立諏訪東京理科大学再試験に関する細則

平成30年4月1日

細則第17号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立諏訪東京理科大学学則(平成30年学則第1号)第15条第5項の規定に基づき、再試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(再試験対象科目)

第2条 定期試験を実施した授業科目について、教育上特別に必要と認められる場合は、再試験の実施を許可する。再試験対象科目は以下のとおりとし、その選定は各学科において行う。

- (1) 必修科目 (対象：1年～4年生)
- (2) 最終学年の試験において不合格となり、卒業要件を満たさないとき (選択必修、選択科目を問わず、原則として1科目に限る。)

(再試験の許可)

第3条 定期試験を受験して不合格だった者に限り、再試験の受験を許可する。

2 再試験の手続は、1科目につき再試験料1,000円を納付し、所定の期間内に再試験受験を願い出るものとする。なお、手続き期間は別に定める。

附 則

(施行月日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。